

議員提出第23号議案

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を求める意見書提出の件

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和7年3月27日提出

提出者 神戸市会議員

吉田謙治	壬生潤	菅野吉記
堂下豊史	高瀬勝也	徳山敏子
門田まゆみ	宮田公子	細谷典功
坂口有希子	萩原泰三	岩佐けんや
松本のり子	森本真	大かわら鈴子
西ただす	赤田かつのり	味口としゆき
朝倉えつ子	森田たき子	前田あきら
川内清尚	よこはた和幸	伊藤めぐみ
諫山大介	やのこうじ	かじ幸夫
木戸さだかず	あわはら富夫	香川真二
上原みなみ		

理 由

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を国に要望する必要があるため。

令和 年 月 日

衆議院議長	}	各宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		
内閣府特命担当大臣 (男女共同参画担当)		
内閣官房長官		

神戸市会議長 坊 恭 寿

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を求める意見書（案）

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定め、夫婦同姓を義務付けています。その結果、多くの女性が婚姻に際して改姓し、アイデンティティの喪失に直面したり、仕事や研究等で築いた信用や評価を損なったりするなど様々な場面で不利益を被っている現実があります。

これらは、「婚姻の自由」や「氏名の変更を強制されない自由」などの人権や憲法に関わる問題であり、国際社会からも女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）に反するとの指摘を受けています。とりわけ、国際連合の女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し、平成15年7月以降4回にわたり、女性が婚姻前の姓を保持することを可能にする法整備を勧告しているところです。

政府は、旧姓の通称使用拡大の取組を進めていますが、旧姓の通称使用を拡大しても、例えば、金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業とのやり取り等での困難を避けられないなどの限界があり、内閣府も7項目に及ぶ旧姓の通称使用の限界についてまとめています。この問題は、当事者だけではなく、企業にとってもビジネス上のリスクとなり得る事象です。一般社団法人日本経済団体連合会が令和6年に会員企業の女性役員を対象に行った調査でも、

「旧姓の通称使用」が可能な場合でも、何かしら不便さ・不都合、不利益が生じると思う」とした者の割合が88%に上っています。

この問題の根本的な解決のためには、国会で夫婦の姓に関する制度の在り方について議論され判断される必要がありますが、平成8年2月に法務大臣の諮問機関である法制審議会において、選択的夫婦別姓制度の導入などを含む民法の一部を改正する法律案要綱が答申されてから既に四半世紀以上が経過しているにもかかわらず、国会での議論は依然として進んでいません。

よって、国におかれては、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会を実現するとの観点を踏まえ、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。